

氏 名 金木 正一

登録番号 第 16130011 号

事務所名称 金木社会保険労務士事務所

事務所所在地 富山県富山市秋吉新町12-22

所属社会保険労務士会 富山県社会保険労務士会

処分内容 3か月の社会保険労務士の業務の停止
(令和7年3月 26 日から3ヶ月)

処分理由 自ら社会保険労務士登録を抹消し社会保険労務士でなくなったAに対して、Aが自身の顧客である飲食店の事業主Bに係る雇用調整助成金申請書及び緊急雇用安定助成金申請書を令和4年4月 25 日及び令和4年5月 26 日に富山労働局長に提出するに当たり、自己の名義を利用させたものである。

以上の行為は、非社会保険労務士との提携を禁止する社会保険労務士法第 23 条の2の規定に違反する行為であり、同法第 25 条の3に定める懲戒処分事由の「この法律及びこれに基づく命令若しくは労働社会保険諸法令の規定に違反したとき」に該当するものである。